

平成27年度 第8回教育委員会 次第

日 時 平成28年2月8日（月）
午後2時30分～
会 場 井波庁舎301会議室

1 前回の議事録の承認

2 教育長の報告

3 協議事項

(1) 平成27年度3月補正予算概要について

(2) 南砺市文化芸術振興基本計画（案）について

(3) 南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

(4) 南砺市五箇山景観条例の制定について

(5) 南砺市小中学校評議員会設置要綱について

(6) 南砺市井波八乙女体育館及び南砺市井波ゲートボール場の指定管理者の指定について

4 報告事項

(7) 平成27年度教育委員会表彰候補者について

5 その他

(8) 第12回南砺市社会教育推進大会について

(9) スポレクデーinなんとについて

(10) 平成28年南砺市成人式の出席状況について

6 今後の日程

次回教育委員会開催（予定） 月 日（ ） :

平成27年度 教育委員会3月補正予算要求内示概要

■教育総務課

予 算 費 目	補正予算要求内容		内示額（千円）	摘 要
小 学 校 管 理 費	校務助手賃金の実績見込み額の精査による減額 福光東部小学校防火シャッター修繕工事	△3,013 2,517	△ 496	
小 学 校 施 設 整 備 費	井波小学校大規模改修（第2期）工事实施設計業務委託 井波小学校大規模改修（第2期）工事監理業務委託 井波小学校大規模改修（第2期）工事	△11,282 9,864 418,133	416,715	
小 学 校 教 育 振 興 費	スタディメイト・適応指導員等の実績見込み額の精査による減額 外国語支援講師の実績見込み額の精査による減額	△5,577 △1,205	△ 6,782	
中 学 校 施 設 整 備 費	井波中学校大規模改修（第1期）工事实施設計業務委託 福光中学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託 井波中学校長寿命化改修（第1期）工事監理業務委託 井波中学校長寿命化改修（第1期）工事	△2,300 181 8,392 580,932	587,205	
中 学 校 教 育 振 興 費	適応指導員等の実績見込み額の精査による減額 各種大会参加補助金実績見込み額の精査による増額	△3,706 3,700	△ 6	
（教育総務課） 計			996,636	

■生涯学習スポーツ課

予 算 費 目	補正予算要求内容	内示額（千円）	摘 要
公 民 館 管 理 費	旧上平小学校体育館改修工事委託料 福野北部公民館駐車場用地購入 福野産業文化会館窓ガラス修繕費負担金	△1,000 10,383 58	9,441
城端伝統芸能会館管理費	親時計・音響設備修理費負担金		160
体 育 団 体 育 成 費	南砺市体育協会の補助金減額		△ 4,000
社 会 体 育 館 管 理 費	井波社会体育館耐震補強等改修工事監理業務委託料 井波社会体育館耐震補強等改修工事 利賀中村体育館舞台照明設備購入 福光体育館更衣室ロッカー購入	9,569 320,372 △1,000 △100	328,841
そ の 他 施 設 管 理 費	上平バイアスロンサイドストップ塗装工事 たいらクロスカントリースキー場給水装置更新工事	△200 △1,300	△ 1,500
（生涯学習スポーツ課） 計			332,942

■文化・世界遺産課

予 算 費 目	補正予算要求内容	内示額（千円）	摘 要
文 化 財 保 護 費	指定文化財保存修理補助金 城端曳山修理事業費 227	227	
埋 蔵 文 化 財 調 査 費	埋蔵文化財試掘調査費	△ 500	
世 界 遺 産 関 係 費	相倉合掌資材庫2号改修工事費 △1,805 世界遺産登録20周年事業補助金 △2,000 五箇山茅場の造成事業補助金 5,000	1,195	
芸 術 文 化 団 体 育 成 費	芸術文化団体活動補助金 △452 いなみ国際木彫刻キャンプ2015開催補助金 △6,870	△ 7,322	
利 賀 芸 術 公 園 管 理 費	吉祥寺シアター施設使用料	△ 715	
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 費	カラーコピー複合機購入費	486	
（文化・世界遺産課） 計		△ 6,629	

■福光美術館

予 算 費 目	補正予算要求内容	内示額（千円）	摘 要
美術館管理費	新館長就任による減額 報酬 △ 2, 3 7 0 旅費 △ 1 2 0	△ 2, 490	
美術館自主事業費	企画展の内容見直しによる減 需用費（消耗品費・印刷製本費） △ 5 1 0 市展会場を美術館のみにしたことによる減 委託料 △ 4 6 0 使用料 △ 4 4 0 収蔵作品購入（石崎光瑤「豊穰」） 4, 5 0 0	3, 090	
（福光美術館） 計		600	

南砺市文化芸術振興基本計画の概要について

1. 名称 「南砺市文化芸術振興基本計画」

2. 計画期間 平成28年4月～平成33年3月まで（5年間）

3. 計画の目的

本計画を策定することにより、明確な未来のビジョンを見据えた文化政策を行うことができる。この計画が文化行政の方向性を示すことで、計画的かつ有効な施策の実施が可能となり、方向性を市民と共有し、市の文化芸術を振興することを目的とする。

4. 計画の位置づけ

本計画は「南砺市教育振興基本計画」の下位計画である。本計画の下位計画として「南砺市五箇山世界遺産マスタープラン」、「TOGA 国際芸術村構想アクションプラン」がある。

また、当市の「南砺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「南砺市交流観光まちづくりプラン」など既存の計画、法令や県、国の計画・法令との整合性に配慮する。

5. 計画の概要

・第Ⅰ章 計画策定にあたって

計画の策定の前提となる計画の目的や計画期間、関連計画との関係などについて記載する。

・第Ⅱ章 現状と課題

南砺市の文化の現状に触れ、昨年度事業を経て抽出した課題について言及する。また、市内で動き始めた文化的な新しい活動についても例をあげて示し、それら「新しい芽」を結びつけ、より強固で持続可能な活動に発展させることで、諸課題の克服を目指す。

・第Ⅲ章 計画体系

ゆい こうりやく ネットワーク
基本方針：「結（合力）の力を結ぶ力に」

従来の「結」から現代型の「結」＝ネットワークに転換し、市内の文化芸術を支えることをイメージしたもの。

基本目標

- (1) 市民が創り上げる（日常的な）文化芸術の再評価
- (2) 南砺市内の文化芸術活動団体同士のネットワーク構築
- (3) 文化芸術活動のイニチアシブを執るリーダーの育成・人材発掘（担い手の発掘・育成）
- (4) 従来の地縁的な「結」に変わる「新しい結」の創生
- (5) 文化芸術の下地を支える地域コミュニティの振興（文化芸術を活用した産業の活性化）

・第Ⅳ章 計画の推進

計画の推進主体として市民、文化芸術活動団体、行政の3者を示し、それぞれの役割や推進体制について明記する。また、早期に取り組むべき事業を設定し、実行性を高める。

南砺市文化芸術振興基本計画策定スケジュール(1月～3月)

日	月	火	水	木	金	土	
1月10日	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
	パブコメ 募集開始	→					
24	25	26	27	28	29	30	
→							
31	2月1日	2	3	4	5	6	
	2月庁議					パブコメ募集 終了(20日間)	
7	8	9	10	11	12	13	
	2月全協		最終ワーキング		最終版作成		
14	15	16	17	18	19	20	
	教授・委員長との内容調整		→		庁議資料 提出		
21	22	23	24	25	26	27	
			最終版 部内確認	3月庁議			
28	29	3月1日	2	3	4	5	
	3月議会 開会			第3回 策定委員会			
6	7	8	9	10	11	12	
			基本計画 完成	全協資料提出			
13	14	15	16	17	18	19	
			全協報告				
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

議案第 号

南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務に係る職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 市長は、法第23条第1項第2号に規定する文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際南砺市教育委員会がした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に南砺市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第 号

南砺市五箇山景観条例の制定について

南砺市五箇山景観条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市五箇山景観条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 五箇山景観計画

第1節 五箇山景観計画の策定（第7条）

第2節 重点景観形成地区（第8条）

第3節 行為の規制等（第9条－第14条）

第4節 五箇山景観資産（第15条・第16条）

第5節 眺望景観の保全（第17条・第18条）

第3章 景観づくりへの住民参加（第19条－第21条）

第4章 表彰、助成等（第22条－第25条）

第5章 南砺市五箇山景観審議会（第26条・第27条）

第6章 公表（第28条）

第7章 雑則（第29条）

附則

庄川沿いの深い谷間に抱かれた五箇山には、世界文化遺産に登録された合掌造り集落を生んだ厳しくも豊かな自然環境、そこに息づく生活空間及び長い歴史の中で培われた固有の伝統文化が一体となり、五箇山ならではの歴史的環境が形成されている。この地に広がる唯一無二の景観を、私たち市民共有のかけがえのない「たから」として守り育て、次の世代へと受け継ぐため、ここに南砺市五箇山景観条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、五箇山における景観の保全及び育成について基本理念を明らかにし、これを総合的に推進する上で基本となる事項を定めることにより、五箇山らしい良好な景観を次の世代に受け継ぐとともに、魅力ある地域づくりに寄与するこ

とを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 五箇山 世界文化遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の緩衝地帯である旧平村及び旧上平村の区域をいう。
- (2) 景観づくり 五箇山の良好な景観を保全及び育成することをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人、市内に拠点を有する法人等をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他市内で事業を営む団体をいう。
- (5) 景観計画区域 総合的な景観づくりのために策定する五箇山景観計画の対象となる区域をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (8) 工作物 土地又は建築物に定着する工作物のうち、建築物及び広告物以外のものをいう。

(基本理念)

第3条 景観づくりは、郷土に対する誇りと愛着を育み魅力及び風格ある地域づくりに寄与することを基本として行わなければならない。

2 景観づくりは、五箇山に固有の自然環境、その中で培われた生活空間、伝統文化及び産業並びにそれらの魅力を活かした観光等の社会経済活動及び地域間交流と密接に結びついたものであることから、五箇山の住民及び関係者の意向を踏まえ、適正なルールを共有することを通じて進めなければならない。

3 景観づくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、それぞれの積極的な取組並びに相互の理解及び連携の下に協働して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策に努め、市民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、景観づくりに

関する知識の普及に努めなければならない。

- 2 市は、公共施設の整備に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら景観づくりの主体であることを認識し、相互に協力して積極的に景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が五箇山で行う公共事業の施行に際し、景観づくりに関する市の施策に積極的に参加し、相互に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を進めるに当たっては、五箇山の地域特性に配慮し、積極的に景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する景観づくりの施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 五箇山景観計画

第1節 五箇山景観計画の策定

(五箇山景観計画の策定)

第7条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に進めるため、その基本となる五箇山景観計画を定めなければならない。

- 2 五箇山景観計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画区域
- (2) 景観づくりに関する基本的な方針
- (3) 景観づくりのための行為の制限に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 3 市長は、五箇山景観計画を定めようとするときは、あらかじめ第26条に規定する南砺市五箇山景観審議会（以下第17条までにおいて「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、五箇山景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

- 5 前2項の規定は、五箇山景観計画の変更について準用する。

第2節 重点景観形成地区

(重点景観形成地区の指定等)

第8条 市長は、重点的に景観形成を図ることを目的として、五箇山を代表する景観を有する地区又は将来に向けて五箇山らしい景観づくりを行おうとする地区を重点景観形成地区に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により重点景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、重点景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間縦覧に供さなければならない。
- 4 前項の公告があったときは、当該地区の住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の意見書が提出されたときは、その要旨を審議会に提出しなければならない。
- 6 市長は、重点景観形成地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 重点景観形成地区の指定は、前項の規定による告示の日の翌日からその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、重点景観形成地区の解除及び変更について準用する。

第3節 行為の規制等

(景観計画区域内における行為の届出)

第9条 五箇山の景観づくりに支障を及ぼすおそれのある次に掲げる行為については、規則の定めるところにより、当該行為に着手する2箇月前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更
- (2) 広告物の表示
- (3) 宅地造成その他土地の区画形質の変更
- (4) 土石の採取
- (5) 車道の開設
- (6) 森林、木竹等の伐採
- (7) 土石、再生資源等の堆積
- (8) 前各号に掲げるもののほか、景観づくりに支障を及ぼすおそれがあるものとして規則に定める行為
- (9) その他景観づくりに影響を及ぼすおそれのある行為で、市長が必要と認める

もの

(届出に対する指導、助言又は勧告)

第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が五箇山景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は勧告は、届出のあった日から30日以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の勧告を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画区域内における届出の基準)

第11条 景観計画区域内において、事前の届出を要しない行為の基準については、規則で定める。

(重点景観形成地区内における届出の基準)

第12条 重点景観形成地区内において、事前の届出を要しない行為の基準については、規則で定める。

(届出行為に関する報告の徴収及び協定の締結)

第13条 市長は、第9条の規定による届出があった場合において、景観づくりに必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し必要な報告を求める事ことができる。

2 市長は、第9条の規定による届出があった場合において、景観づくりに必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則に定める内容の協定の締結を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、第9条の規定による届出の有無にかかわらず、景観づくりに必要があると認めるときは、その必要の限度において、職員を実地に立ち入らせ、その状況を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

第4節 五箇山景観資産

(五箇山景観資産の指定)

第15条 市長は、景観づくりに寄与する建築物、工作物及び樹木等のうち、特にそ

の維持、保全及び継承を図る必要があると認めるものを五箇山景観資産に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により五箇山景観資産の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建築物、工作物及び樹木等の所有者、使用者、管理者等（以下「所有者等」という。）の同意を得た上で、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、五箇山景観資産を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該景観資産の所有者等に通知するものとする。
- 4 五箇山景観資産の所有者等は、当該景観資産の景観づくりにおける重要性を認識し、その維持、保全及び継承に努めるものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、五箇山景観資産の指定を解除する場合について準用する。

（継承の届出）

第16条 五箇山景観資産の所有又は使用の権利の継承を受けた者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第5節 眺望景観の保全

（眺望点の指定）

第17条 市長は、五箇山らしい優れた景観を眺望できる地点を眺望点として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により眺望点を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、眺望点を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（眺望景観の保全及び育成に向けた取組）

第18条 市、市民及び事業者は、良好な眺望景観の重要性を認識し、その保全及び育成に取り組むものとする。

- 2 市、市民及び事業者が、眺望点から望むことのできる範囲内において建築行為等を行うときは、その価値を尊重し、眺望点から望む景観の維持に配慮するものとする。
- 3 市長は、眺望点から望む景観を保全する上で特に必要な場合は、重点景観形成地区の指定等の保全措置を講ずるものとする。

第3章 景観づくりへの住民参加

（景観づくり協定の締結）

第19条 景観計画区域における一定の区域内の土地又は建築物、工作物の所有者等

は、当該土地の区域における土地、建築物、工作物及び広告物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他景観づくりを行うために必要な事項について、景観づくりに関する協定（以下「景観づくり協定」という。）を締結し、当該協定について市長の認定を受けることができる。

（景観づくり協定の認定等）

第20条 市長は、前条の規定により締結された景観づくり協定が、景観づくりを推進することを目的とするものであると認めるときは、これを認定することができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 景観づくり協定の認定を受けた者は、景観づくり協定において定められた事項を変更し、又はこれを廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、景観づくり協定の内容が五箇山景観計画の趣旨に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

（景観づくり地域団体の認定等）

第21条 市長は、優れた景観づくりを推進することを目的として組織された団体で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものを景観づくり地域団体として認定することができる。

- (1) その活動が優れた景観づくりに有効と認められる団体
- (2) その活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められる団体
- (3) その他規則で定めるところにより規約等が定められている団体

- 2 前項の認定を受けようとする団体は、その代表者が、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、景観づくり地域団体が第1項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は景観づくり地域団体として適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第4章 表彰、助成等

（表彰）

第22条 市長は、優れた景観づくりに寄与していると認める建築物等について、その所有者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定める者のほか、優れた景観づくりに貢献している個人、団体等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の表彰を他の団体と共同して行うことができる。

(景観づくり協定に係る助成等)

第23条 市長は、景観づくり協定を締結した者に対し技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(景観づくり地域団体に係る助成等)

第24条 市長は、景観づくり地域団体に対し技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(景観づくりに係る助成等)

第25条 市長は、前2条の規定による助成等のほか、五箇山景観資産の保全等優れた景観づくりのために特に必要であると認めるもので規則に定めるものについては、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第5章 南砺市五箇山景観審議会

(審議会の設置)

第26条 景観づくりに関する重要事項を審議するため、南砺市五箇山景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、建議する。

(1) この条例の規定により、審議会の権限に属するとされた事項

(2) 景観づくりに関し市長が必要と認める事項

(審議会の組織)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 景観形成に関する学識を有する者

(2) 五箇山の住民を代表する者

(3) 関係団体を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 公募による者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 公表

(公表の手續)

第28条 市長は、第10条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第26条及び第27条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例及び上平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する

(1) 平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例(平成6年平村条例第18号)

(2) 上平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例(平成6年上平村条例第6号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項各号の条例の規定によりなされた処分その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行後、最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第27条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

南砺市教育委員会告示第 号

南砺市小中学校評議員会設置要綱を次のように定める。

平成28年 月 日

南砺市教育委員会
教育長 高田 勇

南砺市小中学校評議員会設置要綱

(設置)

第1条 南砺市立学校設置条例(平成16年南砺市条例第85号。以下「条例」という。)第1条に規定する南砺市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の校長が行う学校運営に関し幅広く意見を求め、家庭及び地域との連携をより強化した学校づくりを行うため、南砺市立学校管理規則(平成16年南砺市教育委員会規則第10号)第25条第4項及び第5項の規定に基づき、小中学校に学校評議員会(以下「評議員会」という。)を設置する。

(趣旨及び名称)

第2条 評議員会は、校長が学校運営に関し必要に応じて意見を聴く機関とし、条例第2条に規定する小中学校の名称を評議員会の名称に冠するものとする。

(意見を求める事項)

第3条 校長は、学校運営に関する次の事項について意見を求めることができる。

- (1) 教育目標及び教育計画に関すること。
- (2) 学習活動、学習指導等の教育活動に関すること。
- (3) 児童又は生徒の指導に関すること。
- (4) 学校、家庭、地域及び関係機関との連携に関すること。
- (5) その他南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

2 校長は、前項の意見を学校運営の参考とし、自らの権限及び責任において適切に判断する。

(評議員)

第4条 評議員は、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該校区内の有識者
 - (2) 当該小中学校に通学する児童又は生徒の保護者
 - (3) その他校長が必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は評議員に委嘱することができない。
- (1) 当該小中学校の教職員及び児童又は生徒
 - (2) 教育委員会の職員
 - (3) その他評議員会の趣旨に適さない者
- 3 評議員数は、当該小中学校の実情に応じたものとする。
- 4 評議員の任期は、第1項の委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。
ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、当該評議員を任期満了前に解嘱することができる。
- 5 欠員が生じた場合の補充評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
(秘密の保持)

第5条 評議員は、その役割を果たす上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
評議員を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 評議員会の会議(以下「会議」という。)は、年2回以上開催するものとする。

- 2 会議は、校長が招集し、校長が議長となる。
- 3 校長は、必要があると認めるときは、評議員以外の会議の議事に関する者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 評議員会の事務を処理するため、小中学校に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

議案第60号

南砺市体育施設（南砺市井波八乙女体育館及び南砺市井波ゲートボール場）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

平成28年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 南砺市井波八乙女体育館 所在地 南砺市井波273番地
	名 称 南砺市井波ゲートボール場 所在地 南砺市北川245番地1
指定管理者	名 称 特定非営利活動法人アイウェーブ 所在地 富山県南砺市井波700番地110 代表者 理事長 寺井 正次
指 定 期 間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

美術作品の購入について

種 別	日本画		
作品名	豊 穰 (ほうじょう)		
作者名	石崎光瑤 (いしざき こうよう)		
生没年	明治18年(1886)～昭和22年(1947)		
形状・素材	軸装 絹本	員 数	1件1点
制作年	昭和5年(1930)		
寸 法	画寸 たて86cm×よこ108.2cm 軸寸 たて201.8cm×127.5cm		

購入予定額 450万円(税込)

購入の理由

- 1 本作品は、昭和5年に事業家の大倉喜八郎が中心となってイタリアのローマで開催された羅馬日本美術展覧会に、当館所蔵の「藤花孔雀之図」とともに出品されたもので、横型の大幅作品であり、当美術館で展示するのに相応しい作品である。
- 2 作者は、南砺市福光出身で、日本画家 竹内栖鳳に師事して大正から昭和20年にかけて京都画壇で活躍した。大正8年・第一回帝展特選作「燦雨」や大正9年・第2回帝展無鑑査出品作「雪」など、花鳥画の大作を制作している。



- 3 県内の個人が所持しており、強い売却希望をもっている。売却先を模索中のため、早めの意思表示が必要である。
- 4 美術館展示向きの横型の大きな軸で、12/21に開催した福光美術館収蔵美術品選定委員会においても、画題・技術とも大変素晴らしく、ぜひ収蔵すべき、との意見で委員全員が一致している。

第12回（平成27年度）南砺市社会教育推進大会開催要項

1 趣 旨

南砺市の社会教育関係者及び社会教育に関心の深い市民が一堂に会し、新しい時代の社会教育を考える。また、社会教育推進大会を契機に自ら学ぶ機会と意識のさらなる醸成に努める。

2 主 催

南砺市教育委員会

3 日 時

平成28年2月21日（日） 13：30～16：00

4 会 場

福野文化創造センター ヘリオス

5 日 程

13：00 受付・開場

13：30 開会挨拶 南砺市教育長

13：35 平成27年度 南砺市教育委員会表彰式 (30分)

・来賓挨拶 南砺市長・南砺市議会議長

14：05 社会教育実践発表 (20分)

・出演者及び内容

○南砺市太美山公民館

「少子・高齢化地域での公民館活動」

発表者：南砺市太美山公民館 館長 因幡慎介

○平成27年度なんと市民学遊塾

「歌謡曲でフラダンス」

出演者：講師 竹腰順子 他受講生

14：25 休憩 (5分)

14：30 記念講演 (90分)

すみた ひろこ

・講 師 住田 裕子 氏（弁護士／NPO長寿安心会代表理事）

・演 題 『次の世代へのメッセージ 今私にできること』

16：00 閉会挨拶 社会教育委員長

終了

6 その他

南砺市生涯学習講座の作品展・活動報告を同時開催

2月20日（土）21日（日）10：00～17：00

アトスペース他

冬も Let's enjoy スポーツ!!

誰でも 気軽に スポーツを 楽しめる日!

スポレクデーinなんと 同時開催

ナンバー1決定戦! 南砺市スポーツ少年団

ジュニア王選手権

2月21日(日) 9:00 ~ 13:00

福光体育館・福光中学校体育館

参加
無料

スポーツ体験ラリー

スポーツ体験ラリー全種目参加で景品GET!!



- ★ジュニア王5種目
- ★キャッチ・ザ・スティック
- ★ディスクッター9
- ★シャフルボード

- ★めろめろ めいろ
- ★エアボールゲーム体験
- ★フレッシュテニス体験



簡単にできる楽しい軽スポーツがいっぱい!!

★ 詳しくはイベントちらしをご確認ください。 ★ シューズ(内履き)をご持参ください。

スポーツ教室

- ★親子運動遊び教室
- ★体幹スッキリ教室
- ★Let's 筋トレ教室



教室参加者
大募集



その他



特設スノーマウンテン

(積雪状況や天候によっては中止となります)

お楽しみ!大抽選会



お問い合わせ 南砺市生涯学習スポーツ課内
南砺市体育協会内

スポレクデーinなんと実行委員会
南砺市スポーツ少年団事務局

TEL (0763) 23-2013
TEL (0763) 22-2299

スポーツ体験ラリー

福光体育館

目指せ！120キ

投げたボールのスピードを競う。日本ハムの大谷選手が子どもの頃に投げた記録を目指せ！



シャフルボード

スティックでディスクを押し得点を競う。得点エリアにディスクを止められるかな。



ギネスに挑戦 トイレレットペーパー積み

30秒で何個積み上げられるかな。ギネス記録は28個！



10m走 世界最速に挑戦！

10mのタイムを競う。1秒切を目指してよーい！ドン！



めろめろ めいろ

巨大迷路の途中にはスポーツやクイズが…何分でゴールにたどり着けるかな。



片足バランス

バランスディスクの上で片足でどれだけ立っていられるかな。

つなひきに挑戦！

運動会の定番競技！ひき方のコツを聞いてつなひきに挑戦！



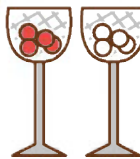
ディスクゲッター9

フライングディスクで行うストラックアウト。うまく9枚のパネル狙って得点をゲットしよう！



スピード玉入れ

10個の玉をかごの中に入れるタイムを競う。制限時間は2分！



キャッチ・ザ・スティック

スティックを倒さないでリレーする運動。となりの人と息を合わせよう。



南砺市では初めて実施するスポーツです！

福光中学校体育館

エアボールゲーム

大きな布(パラシュート)でボールをキャッチ。ボールを相手コートに落とせば得点となるスポーツ。ペアで息を合わせるのがポイント！



フレッシュテニス

富山市で生まれたスポーツ。スポンジボールを使うので、ボールのスピードが遅くて打ちやすい。



スポーツ教室

- 各教室に参加される方は、下記の申込書でお申し込みください。(定員になり次第メ切とさせていただきます)
- 運動しやすい服装で、内履きシューズをご持参ください。 申込メ切 2/17(水)まで

教室名・場所	指導者	対象・募集定員	内容
親子運動遊び教室 9:30～10:20 福光中学校体育館	福光スポーツクラブ 小谷 指導員	幼児～小学2年生と その保護者(50名程度 (100名程度))	身体や身近にあるものを使った運動遊びを紹介。遊びを通して親子のふれあいや子どもの成長を感じてみませんか。
体幹スッキリ教室 10:30～11:30 福光中学校体育館	クラブJoy(ピラティス) 坂下 指導員 アイウェア(体幹ストレッチ) 末永 指導員	体幹運動や姿勢改善にとりくみたい方(主に一般) 50名程度	体幹トレーニングや姿勢改善ストレッチを中心に基礎代謝をUP！冬場の運動不足の解消にも最適！ (前半：ピラティス 後半：体幹ストレッチ)
筋トレ教室 10:30～11:30 競技体育館トレーニング室	福光スポーツクラブ 岡村 指導員 (アスレティックトレーナー)	筋トレに興味のある方 (主に一般・初心者～) 10～20名程度	筋トレの方法やトレーニングマシンの使い方など紹介。肉体改善に取り組みたい方はぜひ！

(切り取り線)

スポレクデー inなんと スポーツ教室 申込書

申込先 (FAX等) : 南砺市スポーツクラブ連絡協議会 事務局 宛 FAX : 0763-82-5042
又は 南砺市内の各地域スポーツクラブ

参加する教室 (□に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 親子運動遊び教室	<input type="checkbox"/> 体幹スッキリ教室	<input type="checkbox"/> 筋トレ教室
参加者氏名・性別	年齢又は学年	参加者氏名・性別	年齢又は学年
	(男・女)		(男・女)
	(男・女)		(男・女)
連絡先 (自宅又は携帯)			

※申込みの情報は本目的以外には使用しません。

平成28年南砺市成人式 地域別成人者数一覧（確定）

2016/1/10

区 分		城 端		平・上平		利 賀		井 波		井 口		福 野		福 光		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1 日 2 時 2 点 2	住民登録者 A	34	35	7	5	1	3	34	43	7	4	81	64	81	92	245	246
	卒業等※ B	7	3	2	0	2	2	7	4	0	2	12	5	8	15	38	31
	該当者数小計 C(A+B)	41	38	9	5	3	5	41	47	7	6	93	69	89	107	283	277
対象成人者総数 D		79		14		8		88		13		162		196		560	
出 欠 回 答	回収数 E	39	32	9	5	3	5	39	44	7	6	82	63	80	102	259	257
		71		14		8		83		13		145		182		516	
	回収率 F(E/D)	95.1%	84.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.1%	93.6%	100.0%	100.0%	88.2%	91.3%	89.9%	95.3%	91.5%	92.8%
出 席 者 数	出席者数 G	34	28	8	5	3	5	36	41	7	5	71	65	68	91	227	240
		62		13		8		77		12		136		159		467	
	出席率 H(G/D)	82.9%	73.7%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	87.8%	87.2%	100.0%	83.3%	76.3%	94.2%	76.4%	85.0%	80.2%	86.6%
		78.5%		92.9%		100.0%		87.5%		92.3%		84.0%		81.1%		83.4%	

※卒業等とは、南砺市住民登録者以外で、市内中学校卒業等の方。

前年参加者	
男	女
253	238
491	

前年参加率	
男	女
88.8%	86.2%
87.5%	

南砺市教育委員会 会議・行事予定(2月下旬～3月中旬)

月日	曜	時間	会議・行事	会場
2月9日	火	10:00	第3回管内教育委員会教育長会議	高岡総合庁舎 本館102号
2月9日	火	14:00	社会教育委員会・図書館協議会	井波庁舎
2月10日	水	16:00	第48回東海北陸中学生スキー大会開会式	春光荘
2月11日	木	12:00	金沢・南砺ゆかりの集い	金沢東急ホテル
2月12日	金	9:20	第4回「刻アート展」開会式	福野文化創造センターヘリオス
2月12日	金	14:00	冬季国体選手壮行会	福野庁舎201・202会議室
2月12日	金	14:40	福野中学校「少年の主張」発表会	福野中学校 ランチルーム
2月13日	土	12:00	南砺ふくみつ雪あかり祭り	道の駅福光
2月14日	日	9:30	第38回豊翠会	福野文化創造センターヘリオス
2月15日	月	10:00	南砺市教育センター第2回運営委員会	井波庁舎2階 大会議室
2月17日	水	18:10	平成27年度元気とやまスポーツ大賞 受賞報告	井波庁舎301会議室
2月18日	木	15:00	協働のまちづくり推進本部会議	福野庁舎3階 301会議室
2月21日	日	9:00	スポレクデーinなんと	福光体育館
2月21日	日	13:30	第12回南砺市社会教育推進大会	福野文化創造センター
2月22日	月	9:00	議会全員協議会	福光庁舎
2月25日	木	10:00	第2回市町村教育委員会教育長会議	県民会館6階611号室
2月25日	木	11:30	3月定例記者会見	福野庁舎301会議室
2月26日	金	14:00	小中合同校長研修会	井波庁舎
2月27日	土	13:20	平成27年度善行表彰式	福光福祉会館
2月27日	土	16:00	第31回富山県学童スキー選手権大会	春光荘
2月28日	日	13:30	「第25回 合唱・管楽器の集い」について	福野小学校
2月29日	月	9:00	議会全員協議会	福光庁舎
2月29日	月	10:00	3月議会 本会議	福光庁舎
3月3日	木	10:00	市内各高校卒業式	市内各高校
3月3日	木	18:00	南砺市文化芸術振興基本計画策定委員会第3回策定委員会	福野庁舎201会議室
3月4日	金	15:00	中学校長会 市中教研理事会	城端中学校
3月5日	土	13:00	第59回新入学を祝うよい子のつどい 南砺大会	福野文化創造センターヘリオス
3月6日	日	13:00	となみ野芸術祭	井波総合文化センター
3月7日	月	9:30	3月議会 本会議	福光庁舎
3月8日	火	9:30	3月議会 本会議	福光庁舎
3月10日	木	15:00	ICT遠隔協働学習実証委員会	井波庁舎301会議室
3月14日	月	10:00	3月議会 総務文教常任委員会	福光庁舎
3月15日	火	9:30	南砺市立各中学校卒業式	市立各小学校
3月16日	水	13:30	議会全員協議会	福光庁舎
3月18日	金	15:30	3月議会 本会議	福光庁舎
3月18日	金	10:00	南砺市立各小学校卒業式	市立各中学校
3月19日	土	9:00	第11回南砺市民体育大会冬季スキー競技会開会式	平スキー場